

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	合議	文書取扱主任
起案日	令和7年1月23日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和7年1月27日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	7四議 第18号			公開		非公開理由	
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和6年12月13日(金)		
				会議時間	12時56分～13時39分		
出席委員	委員長	谷田道子					
	副委員長	前田和哉					
	委員	山崎司					
	委員	松浦伸					
	委員	川渕誠司		欠席委員			
	委員	川村真生					
その他	議長	宮崎努					
	委員外議員	寺尾真吾					
執行部出席者	市民病院事務局長	金子雅紀					
	市民病院事務局次長	伊勢脇正大					
	市民病院事務局 総務係長	岡村友和					
	市民・人権課長	加用拓也					
	市民・人権課 課長補佐	岡本安代					
	市民・人権課 市民係長	佐竹真					
事務局	事務局長	原憲一					
	総務係長	土居和博					
記 録							
令和6年12月定例会で付託された議案2件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第14号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

**【説明：金子市民病院事務局長】**

市民病院3階病棟における看護業務に2交代制を導入するため、必要な条例改正を行う。

2交代制の導入に伴い夜間看護手当についても改正を行い、22時から翌朝5時までの深夜の時間帯を全部含む勤務である場合の額を7,300円として追加し、4時間以上の勤務である場合について、「深夜の全部を含む勤務である場合を除く。」の文言を追加する。

2交代制の導入により、病院への出勤回数の減少、職員の生活リズムの改善、次の勤務までの休養時間の増加、不測の事態における代替職員の確保等に効果があると考えられている。

また、日本看護協会が実施しているアンケート調査によると、全国の病院の7割から8割が2交代制を導入している。

**【質疑：川淵委員】**

2交代制のデメリットは何か。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

勤務時間が16時間と長時間となる。患者対応の状況にもよるが、休息時間の導入に努め、職員の負担軽減を図っていく。

**【意見：川淵委員】**

十分に気を付けていただきたい。

**【質疑：川村委員】**

休憩時間と休息時間の想定は。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

休憩時間は勤務に当たらない時間として1時間を想定している。休息時間については日本看護協会は2時間を推奨しているが、3名の看護師のうち2名が病棟に控え、残りの1名が休息を取る形となるため、患者の状況により2時間の休息時間を確保できない場合も考えられる。

**【質疑：前田副委員長】**

勤務時間が16時30分から翌日9時までとなっているが、休憩時間と休息時間の合計3時間を除いた時間が勤務時間となるのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

休息時間は勤務時間として取り扱われるため、16時間30分から休憩時間1時間を除いた15時間30分を勤務時間として取り扱う。

**【質疑：前田副委員長】**

22時から翌日5時までの夜間の看護手当はどのような取扱いとなるのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

深夜の時間帯の勤務に関しては、深夜時間の時間外手当と同様に割増された額となる。

**【質疑：前田副委員長】**

シフトに対する手当の額は一定ではないのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

手当の額は割増しを反映して算定されている。

**【質疑：前田副委員長】**

金額の相場が低いとの話があるが、他の公立病院と比較して違いはあるのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

夜間に勤務しているにも関わらず金額が少ないとの話もあるが、人事院規則に基づく国の手当や、県内の公立病院の状況を確認したところ、ほぼ同等の金額となっている。

**審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、「第15号議案 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

**【説明：加用市民・人権課長】**

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に併せ、性的少数者への配慮として印鑑登録証明書等への性別の記載を廃止し、ペーパーレス化及び事務の効率化の一環として紙による印鑑登録原票を廃止するため、所要の改正を行う。

改正の詳細として、条例第6条第1項に定める印鑑登録原票と第14条に定める登録証明書から性別欄を削除し、第6条に定める印鑑登録原票について、紙による運用を廃止し、電子データによる管理に移行するもの。

**【質疑：松浦委員】**

印鑑証明書を紙で発行しなくなるのか。

**【答弁：加用市民・人権課長】**

今回の改正は性別欄を削除し、登録原票を紙からデータ管理に移行するものであり、紙の印鑑証明書の発行は継続する。

**審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

●次に、「四万十市病院事業会計における所得税の納付誤りについて」、市民病院事務局より報告を受けた。

**【説明：金子市民病院事務局長】**

令和6年9月24日から9月26日にかけて高知税務署特別国税調査（源泉）部門による立入検査を受け、会計年度任用職員の所得税の納付誤りと画像診断報償費への課税漏れによる所得税の納付誤りに関する指摘を受けた。

会計年度任用職員の所得税については、所得税法で毎年最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の提出を受け、提出があれば源泉徴収税額表の「甲」欄を適用し、提出がない場合、「乙」欄を適用し源泉徴収する必要があるが、年最初の支払日の前日までに申告書の提出がない者に「甲」欄を適用し、その後提出を受けた申告書に基づき年末調整において精算、調整を行っていたことから、毎年最初の給与等の支払日の前日までに申告書の提出を受ける必要がある、との指摘を受け、その差額について追加納付を求められたもの。

今回の指摘により、令和6年の会計年度任用職員23名分、総額52万3,795円の追加納付が必要となった。同時に検査を受けた令和4年分と令和5年分については、年末調整により結果的に適正な税額を納付しているため、修正は求められていない。

続いて、画像診断報償費への課税漏れについては、令和6年1月に外部の医師にレントゲン等の画像診断を依頼し、4万円の報償費を支払った際に所得税の差引を遺漏したことで、当該報償費に係る所得税1,225円が未納となったもの。

令和6年11月14日に、これらの指摘に係る納付必要額52万5,020円の納付書を受領し、11月29日に納付している。当該未納分に係る過少申告加算税と延滞税については、令和7年1月上旬に納付通知の受領と納付を予定しており、3月定例会において報告させていただく。

今後は、毎年最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の提出を受け、法令等への知識と理解を深めて適正な事務執行に努めていく。

**【質疑：前田副委員長】**

これまで、年末調整までに扶養控除等申告書の提出を受けていたが、1月の時点で申告書の提出を受け、所得税を源泉徴収する必要があるという指摘であると解釈している。

「乙」欄を適用した場合、「甲」欄より高い所得税が源泉徴収されていると思うが、過少申告加算税の納付が必要となった理由を説明していただきたい。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

本来、扶養控除等申告書の提出がない者については、「乙」欄を適用する必要があるが、誤って「甲」欄を適用して源泉徴収していたことから、過少申告となった。そのため、過少申告となった約50万円に過少申告加算税として約10%を加算した額を納付する必要がある。

**【質疑：谷田委員長】**

今回追加納付する所得税は対象の会計年度任用職員から徴収するのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

扶養控除等申告書が未提出であった会計年度任用職員については、所得税を「甲」欄の扶養0人で見込んでいたため、本来見込むべき「乙」欄との差額を納める必要がある。今年は特別減税の関係で5月末に全員分の申告書が提出されていることから、1月分から5月分までの差額を納めていただく。まずは、「乙」欄を適用した金額となるように差額を納付し、年末調整により調整する予定。

**【質疑：松浦委員】**

会計年度任用職員からはどのような方法で徴収するのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

11月に通知された納付必要額については病院が立て替えて納付しており、12月分の給与で調整を予定している。追加納付額は年末調整において相殺される予定。

**【質疑：山崎委員】**

いくつか質問したい。

税務署による立入検査は毎年あるのか。今回の検査で初めて発覚したとのことだが、適正な手続きができていなかった過去の分はどのような取扱いとなるのか。

また、画像診断報償費とはどのようなものか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

立入調査は毎年ではなく、前は平成27年か平成28年頃に実施されている。

今回の検査においては今年を含めて直近3年分が対象となったが、過年分は年末調整において適正額に調整されているため、改めての処理は不要とのことであった。

画像診断報償費については、レントゲンやMRI等の画像を、診療の要否の判断や確認漏れを防ぐため、外部の専門的な医師に確認を依頼した際の謝金となっている。

**【質疑：宮崎議長】**

納税必要額52万3,795円は「甲」欄適用時と「乙」欄適用時の差額であると思うが、年末調整後に還付されるのではないかと。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

宮崎議長が考えたとおり、年末調整後に還付される見込み。今回は源泉徴収に係る手続きの誤りを指摘されており、一旦差額分を支払うよう指導を受けている。

**【質疑：前田副委員長】**

市民病院事務局長に聞くべきことではないかもしれないが、他の課においては会計年度任用職員の

所得税に関する事務処理は適正に行われているのか。

**【答弁：金子市民病院事務局長】**

所得税については、市全体で同様の事務処理としていた可能性があるため、今回の指摘内容を総務課に共有しており、市全体で1月までに扶養控除等申告書の提出を受け、適正な事務処理を心掛けていく。

※他に質疑なく終了。

●次に、その他の案件について。

－ 小休 －

※事務局より2点連絡。

－ 正会 －

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。